

厚生労働大臣 武見敬三 殿

パブリックコメントに寄せられた多数の声を受け止め、
現行の健康保険証を存続すること、被保険者証に係る規定を削除しないことを求めます

2024年7月19日
全国保険医団体連合会
会長 竹田智雄

厚労省が5月24日～6月23日まで行った被保険者証に係る規定を削除するなどの省令改正についてのパブリックコメントには、短期間で5万通を超える意見が寄せられました。寄せられた意見を重く受け止め、現行の健康保険証の存続をあらためて強く求めます。

そもそも日本の公的医療保険制度は、券面に資格情報が記載された健康保険証がすべての被保険者に漏れや遅滞なく交付されることで医療機関窓口でのスムーズな資格確認を可能にし、すべての国民に必要な医療を保障してきました。被保険者証の交付は、公的医療保険制度の土台であり保険者の責務です。被保険者証に係る規定を削除することは、被保険者証の交付の責任が保険者にあることをあいまいにし、すべての国民への被保険者証の交付が保障されなくなります。被保険者証に係る規定を削除すべきではありません。

公的医療保険である以上、漏れや遅滞なく被保険者証を交付する責任は国、保険者にあり、申請方式のマイナンバーカードへの一体化は、国、保険者の責任放棄です。医療現場では、政府の「総点検後」もマイナ保険証をめぐる様々なトラブルが続いており、トラブルで資格確認ができず、資格があるにもかかわらずいったん10割負担となるケースまで起きています。また、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、生活に必須の健康保険証と一体化することは、マイナンバーカード取得の強制に等しいものであり許されません。

政府のマイナ保険証利用促進のチラシや説明用の台本には、12月2日以降も最大1年間の健康保険証が使えることやマイナ保険証を持たない方には当分の間、申請によらず資格確認書が交付されることがほとんど周知されていません。そのため、「12月以降はマイナ保険証がないと医療が受けられない、薬がもらえない」などの誤認を招いています。混乱をまねく強引なマイナ利用キャンペーンはただちに中止すべきです。

記

- 一、現行の健康保険証を存続すること
- 一、省令の被保険者証に係る規定を削除しないこと
- 一、マイナ保険証利用・マイナカード取得強要のマイナ保険証利用促進キャンペーンの中止・是正をすること

以上